

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準						改定(令和6年版) 品質管理基準						改定理由											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果 判定による値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果 判定による値	改定理由					
22	吹付工	施工	その他	塩化物総量試験	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがった場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規格値の1/2以下となる場合は、午後で試験を省略することができる。(1試験の測定回数1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値とする。	・小規模工種等(1)工事当りの総使用量が50m ² 未満の場合は1回1回以上の試験。またはレディーモルトコンクリート工事の品質証明書等のみとする。この場合、1工種当りの総使用量が50m ² 以上の場合は、50m ² ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率試験方法」(JIS E-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、橋脚(橋脚打設、非筋基礎等)、橋脚上乗工(新、既設、高層等)、橋脚工(橋脚工)、橋脚工、橋脚、橋脚、水門、水路(内橋、外橋))、橋脚、ダム及び橋、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)	22	吹付工	施工	その他	塩化物総量試験	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがった場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規格値の1/2以下となる場合は、午後で試験を省略することができる。1工種当りの総使用量が50m ² 以上の場合は、50m ² ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率試験方法」(JIS E-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、橋脚(橋脚打設、非筋基礎等)、橋脚上乗工(新、既設、高層等)、橋脚工(橋脚工)、橋脚工、橋脚、橋脚、水門、水路(内橋、外橋))、橋脚、ダム及び橋、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)	18	18	18	18	18	18	18
22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF 501-2000	1本の強度の平均値が試験28日で設計強度以上とする。	※1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型物に1工種で使用すると同じコンクリート(モルタル)を充填し、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキッキングを行う。原則として3回に1本とする。	・小規模工種等(1)工種当りの総使用量が50m ² 未満の場合は1回1回以上の試験。またはレディーモルトコンクリート工事の品質証明書等のみとする。この場合、1工種当りの総使用量が50m ² 以上の場合は、50m ² ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量試験の項目を参照	22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF 501-2000	1本の強度の平均値が試験28日で設計強度以上とする。	※1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型物に1工種で使用すると同じコンクリート(モルタル)を充填し、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキッキングを行う。原則として3回に1本とする。	・小規模工種等(1)工種当りの総使用量が50m ² 未満の場合は1回1回以上の試験。またはレディーモルトコンクリート工事の品質証明書等のみとする。この場合、1工種当りの総使用量が50m ² 以上の場合は、50m ² ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量試験の項目を参照	18	18	18	18		
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	他の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より低いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	他の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より低いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	18	18	18			
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	硫酸トリウムによるヤーク安定性試験	JIS A 1122	骨材：10%以下 骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び着地が変った場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び着地が変った場合。	○	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	硫酸トリウムによるヤーク安定性試験	JIS A 1122	骨材：10%以下 骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び着地が変った場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び着地が変った場合。	○	18	18	18			
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308新編書E JIS A 5308新編書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物質の量：1g/L以下 塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308新編書E JIS A 5308新編書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物質の量：1g/L以下 塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	18	18	18			
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	田沼水の場合：JIS A 5308新編書C	塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	田沼水の場合：JIS A 5308新編書C	塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	18	18	18				

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準										改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	記載位置 等による違い	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	記載位置 等による違い			
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 3005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	供試密度: 2.5以上 吸水率: [2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材地が変った場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2種: フェロシリケートスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3種: 燐スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4種: 電気炉燐化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5種: 石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 3005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	供試密度: 2.5以上 吸水率: [2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材地が変った場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2種: フェロシリケートスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3種: 燐スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4種: 電気炉燐化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5種: 石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	新旧に伴う変更
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材地が変った場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材地が変った場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	旧基準の表記に合わせる
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1122 JIS A 3005	粗骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、骨材; 工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材地が変った場合。 砕砂、砕石; 工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材地が変った場合。	骨材地で確認のおそれのある地点に適用する。	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1122 JIS A 3005	粗骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、骨材; 工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材地が変った場合。 砕砂、砕石; 工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材地が変った場合。	骨材地で確認のおそれのある地点に適用する。	○	旧基準の表記にともなう
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	80%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材地が変った場合。		○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	80%以下	工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材地が変った場合。		○	旧基準の表記に合わせる
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	凝縮水の水質試験	JIS A 5308附属C	総固形物の量: 2g/4以下 溶解性無機固形物の量: 1g/4以下 氯化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差: 40分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変った場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に準拠し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	凝縮水の水質試験	JIS A 5308附属C	総固形物の量: 2g/4以下 溶解性無機固形物の量: 1g/4以下 氯化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差: 40分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に準拠し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	JIS改定基準の表記に合わせる

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による値	改定理由	
29	コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練灰水の水質試験	引水率の場合: JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その引水率は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	29	コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練灰水の水質試験	引取水の場合: JIS A 5308附属書C	電化物質イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発後30分以内、終結後100分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スランプ水の濃度は14mm/目	○	IS設定基準の表記に合わせる	
29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	パンダモルタルの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	工事開始前及び工事中1回/年以上。	/	○	29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	パンダモルタルの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	コンクリート中の練灰水性能 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 0%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	/	○	IS基準の表記に合わせる
29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	連続モルタルの場合: 北太平洋規程 JIS C 1 902-2013	工事開始前及び工事中1回/年以上。	/	○	29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	連続モルタルの場合: 北太平洋規程 JIS C 1 902-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 公称容量の場合: コンクリート中の単位粗骨材量の差: 0%以下 圧縮強度: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3mm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	/	○	IS基準の表記に合わせる
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久地向上仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またはまたがる場合は、午前にはコンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後を試験を省略することができる。(試験の判定回数に該当する) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	1)コンクリートの耐久地向上仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またはまたがる場合は、午前にはコンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後を試験を省略することができる。(試験の判定回数に該当する) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	IS仕様改定	
29	橋上コンクリート(SAIBU)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 9005	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	・小規模工種では工種ごとの総使用量500kg未満の場合は1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が500kg以上の場合は、50kgごとに1回の試験を行う。 ・骨材に麻砂を使用する場合は、「麻砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C 1 902-2019、902-2018)または設計図書の規定により行う。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、柱型、橋脚打込、井筒基礎等) 橋脚上部工(桁、床版、高脚等) 橋脚工(高脚工) 橋脚工、橋脚、補管、水門、水路(内橋、2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、橋脚、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	30	橋上コンクリート(SAIBU)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 9005	砂利 40%以下 砂利 30%以下	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	IS基準の表記に合わせる	

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準										改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書 等による理由	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書 等による理由			
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より高いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より高いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。				
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	底盤下トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	骨材材：10%以下 骨材材：12%以下	設、移移；工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	標準地で凍結のおそれのある地点に適用する。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	底盤下トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	骨材材：10%以下 骨材材：12%以下	設、移移；工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	標準地で凍結のおそれのある地点に適用する。		品質基準の改定にともなう		
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の適合：JIS A 5300附属表C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の適合：JIS A 5300附属表C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		JIS改定基準の表記に合わせる		
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	雨水の場合：JIS A 5300附属表C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	雨水の場合：JIS A 5300附属表C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		JIS改定基準の表記に合わせる		
39 橋上コンクリート (OATD)	製造(フランド)	その他	モルタルの練混ぜ性能試験	パッドミキサーの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容積の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.5%以下 コンクリート内の骨材材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			39 橋上コンクリート (OATD)	製造(フランド)	その他	モルタルの練混ぜ性能試験	パッドミキサーの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容積の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.5%以下 コンクリート内の骨材材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			品質基準の表記に合わせる		

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果の 判定による種別	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果の 判定による種別	改定理由	
39	覆工コンクリート (NATD)	製造(プラント)	その他	ミキサー中の練成時性能試験	表積ミキサーの場合: 上木学会規程 JIS E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量: 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5% 以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気含量: 1%以下 スランプ差: 30mm以下	工事開始前及び工事中1回/日以上		39	覆工コンクリート (NATD)	製造(プラント)	その他	ミキサー中の練成時性能試験	表積ミキサーの場合: 土木学会規程 JIS E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量: 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以 下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気含量: 1%以下 スランプ差: 30mm以下	工事開始前及び工事中1回/日以上			
39	覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 1回の試験結果は、3回の併試体の試験結果の平均値。	・骨割し時または、1層の骨割りに達するまであること。 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200㎡~1500㎡ごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設箇所を代表し、1回につき6個(α=7~9個、α=28~90%)とする。		39	覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 1回の試験結果は、3回の併試体の試験結果の平均値。	・骨割し時または、1層の骨割りに達するまであること。 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200㎡~1500㎡ごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設箇所を代表し、1回につき6個(α=7~9個、α=28~90%)とする。		JIS改正	
39	覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量検出	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200㎡~1500㎡ごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設箇所を代表し、1回につき6個(α=7~9個、α=28~90%)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率検出方法」(JIS E-1 502-2013, 600-2010) または設計図書の規定により行う。	39	覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量検出	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200㎡~1500㎡ごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設箇所を代表し、1回につき6個(α=7~9個、α=28~90%)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率検出方法」(JIS E-1 502-2013, 600-2010) または設計図書の規定により行う。		JIS仕様改定
39	覆工コンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200㎡~1500㎡ごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時。		39	覆工コンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200㎡~1500㎡ごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率検出方法」(JIS E-1 502-2013, 600-2010) または設計図書の規定により行う。		JIS仕様改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/l以下 総硬度: 14/以下 塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 セメントの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。		31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他 (JISマーク表示されたプレミックスコンクリートを使用する場合は除く)	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/l以下 総硬度: 14/以下 塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 セメントの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。 上水道を使用している場合は試験に際し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		JIS改定基準書の表記に合わせる	
31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他 (JISマーク表示されたプレミックスコンクリートを使用する場合は除く)	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/l以下 総硬度: 14/以下 塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 セメントの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。		31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他 (JISマーク表示されたプレミックスコンクリートを使用する場合は除く)	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/l以下 総硬度: 14/以下 塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 セメントの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。 上水道を使用している場合は試験に際し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		JIS改定基準書の表記に合わせる	

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準								改定(令和6年版) 品質管理基準										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 による値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 による値	改定理由
31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	コンクリートの練成率(単位容積質量) 工事開始前及び工事1回以上/年以上		○	31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	工事開始前及び工事1回以上/年以上		○	基準書の表記に合わせる
31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: 土木学会規準 JIS-C-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 工事開始前及び工事1回以上/年以上		○	31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: 土木学会規準 JIS-C-1 502-2013	工事開始前及び工事1回以上/年以上		○	基準書の表記に合わせる
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久 性向上」仕様書	コンクリートの打設が年単位で年間にわたる場合は、年間に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、年後の試験を省略することができる。(試験の測定回数1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久 性向上」仕様書	コンクリートの打設が年単位で年間にわたる場合は、年間に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、年後の試験を省略することができる。(試験の測定回数1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		○	JIS仕様改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JIS-C-1 501-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JIS-C-1 501-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		○	JIS仕様改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期弾性強度 (引抜きせん断強度)	JIS-C-1 501-2013	1回の試験で3回以上/年1回に6本 (φ7~3本, φ28~3本) とする	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期弾性強度 (引抜きせん断強度)	JIS-C-1 501-2013	1回の試験で3回以上/年1回に6本 (φ7~3本, φ28~3本) とする	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		○	JIS仕様改定

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準								改定(令和6年版) 品質管理基準										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による理由	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による理由	改定理由
11 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ8cm以上18cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。			11 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。	・専材に適合を要する場合に、「専材の氯化物イオン含有試験方法」(JIS A 1102、JIS A 1103、JIS A 1104) または設計図書の規定により行う。		IS10規準改定
11 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。			11 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。	・専材に適合を要する場合に、「専材の氯化物イオン含有試験方法」(JIS A 1102、JIS A 1103、JIS A 1104) または設計図書の規定により行う。		IS10規準改定